

「指定居宅サービス」重要事項説明書

～通所介護～

当事業者は介護保険の指定を受けています。
通所介護（兵庫県指定 第 2871700387 号）

当事業所はご契約者に対して通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 みはら福祉会
- (2) 法人所在地 兵庫県南あわじ市八木養宜上1018番地
- (3) 電話番号及びFAX番号 電話番号 (0799) 43-3100
FAX番号 (0799) 43-3155
- (4) 代表者氏名 井上 正人
- (5) 設立年月日 平成12年11月30日
- (6) 事業所者（法人）が行っている他の業務

当法人では、次の業務もあわせ実施しています。

- ・介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム「太陽の家」
平成14年6月1日 指定 兵庫県 2871700346号
- ・短期入所生活介護 特別養護老人ホーム「太陽の家」短期入所生活介護事業所
平成14年6月1日 指定 兵庫県 2871700361号
- ・居宅介護支援事業 居宅介護支援センター「ケアセンター太陽の家」
平成14年6月15日 指定 兵庫県 2871700379号
- ・在宅介護支援事業所 在宅介護支援センター「ケアセンター太陽の家」
平成14年8月1日 南あわじ市 委託
- ・高齢者生活支援ハウス「太陽の家」
平成14年6月26日 南あわじ市 委託

2. 事業所の概要

- | | |
|--------------|--|
| (1) 事業所名 | 老人デイサービスセンター「ケアセンター太陽の家」 |
| (2) 建物の構造 | 鉄筋コンクリート造 4階建 |
| (3) 建物の延べ床面積 | 4,592.91 m ² |
| (4) 整備の概要 | ダイルーム 125.79 m ²
浴室 20.52 m ² |
| (5) 施設の周辺環境 | |

平成10年4月に開通した明石海峡大橋を渡り、淡路島の中央部分の洲本インターから国道28号線を20分ほどのところに新たに築造された町道を国道から南に入ったところに当ホームがあります。まわりは、緑豊かな田縁地区で高台に立つ当施設は、まさに高齢者の憩いの館です。

事業所の説明

- | | |
|------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 指定通所介護事業所・平成14年6月15日 指定
兵庫県 2871700387号 |
|------------|--|
- ※当事業所は特別養護老人ホーム太陽の家に併設されています。
- | | |
|-----------------|--|
| (2) 事業所の目的 | 介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むため必要な施設等をご利用いただき、通所介護サービスを提供します。 |
| (3) 事業所名 | 老人デイサービスセンター 「ケアセンター太陽の家」 |
| (4) 事業所の所在地 | 兵庫県南あわじ市八木養宜上1018番地
交通機関 洲本インターから車で約20分
淡路交通バス 東養宜バス停から徒歩約7分 |
| (5) 電話番号及びFAX番号 | 電話番号 (0799) 43-3801
FAX番号 (0799) 43-3155 |
| (6) 管理者 氏名 | 管理者 日野 将志 |
| (7) 当事業所の運営方針 | <ul style="list-style-type: none">○ サービス計画に基づき、要介護者等の心身の特性を踏まえて、入浴、排泄、食事の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の介護を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指す。○ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。 |

- 明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村保険者、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(8) 開設（サービス開始）年月日 平成14年6月15日

(9) 通常の事業の実施地域 南あわじ市・洲本市

(10) 営業日及び営業時間

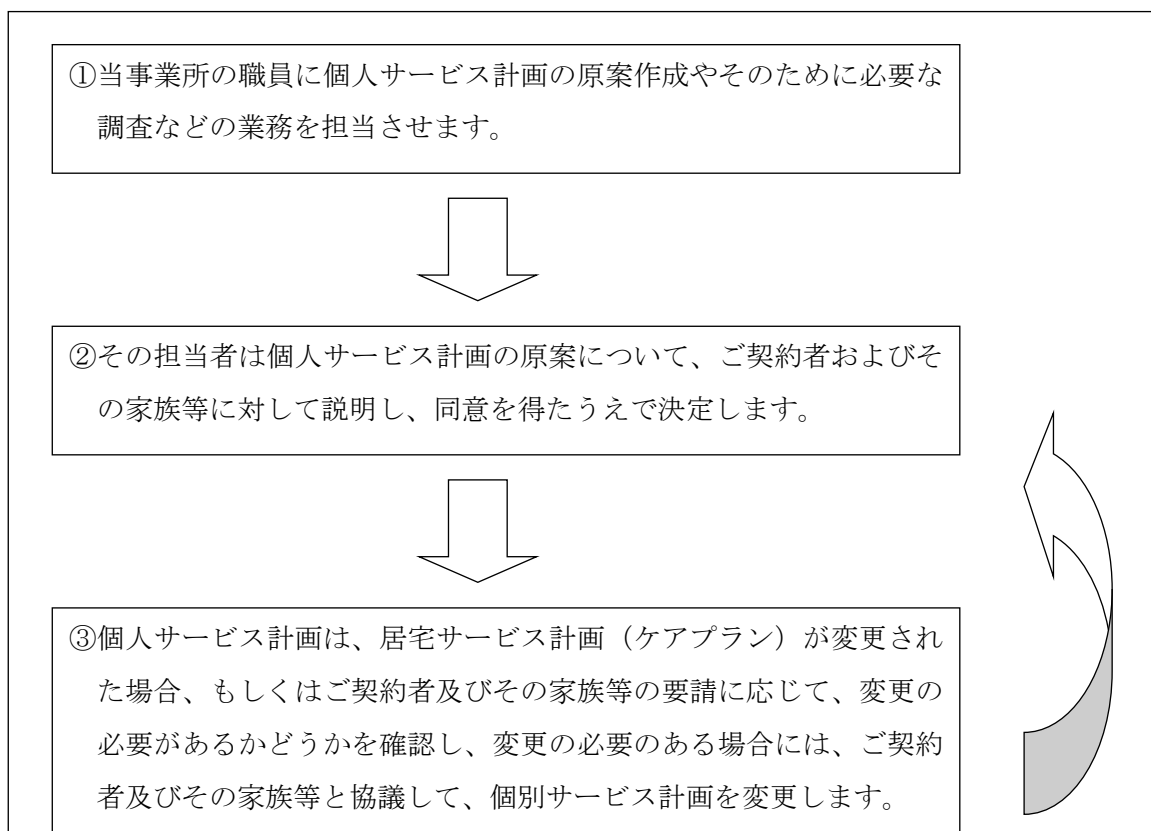
	通所介護
営業日	月～土 (12/31～1/3を除く)
営業時間	8時45分～16時30分
利用受付	月～土 8時30分～17時
サービス提供時間帯	月～土 8時45分～16時30分

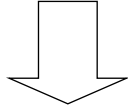
(11) 利用定員（通所介護・第一号通所事業介護予防通所介護相当を併せ）45人

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成するそれぞれのサービスに係る介護計画（以下「個別サービス計画」という。）に定めます。

契約締結からサービス提供までの流れは次のとおりです。（契約書第3条参照）





(2)

④個別サービス計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合

- 居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。
- 個別サービス計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金を自己負担していただきます。

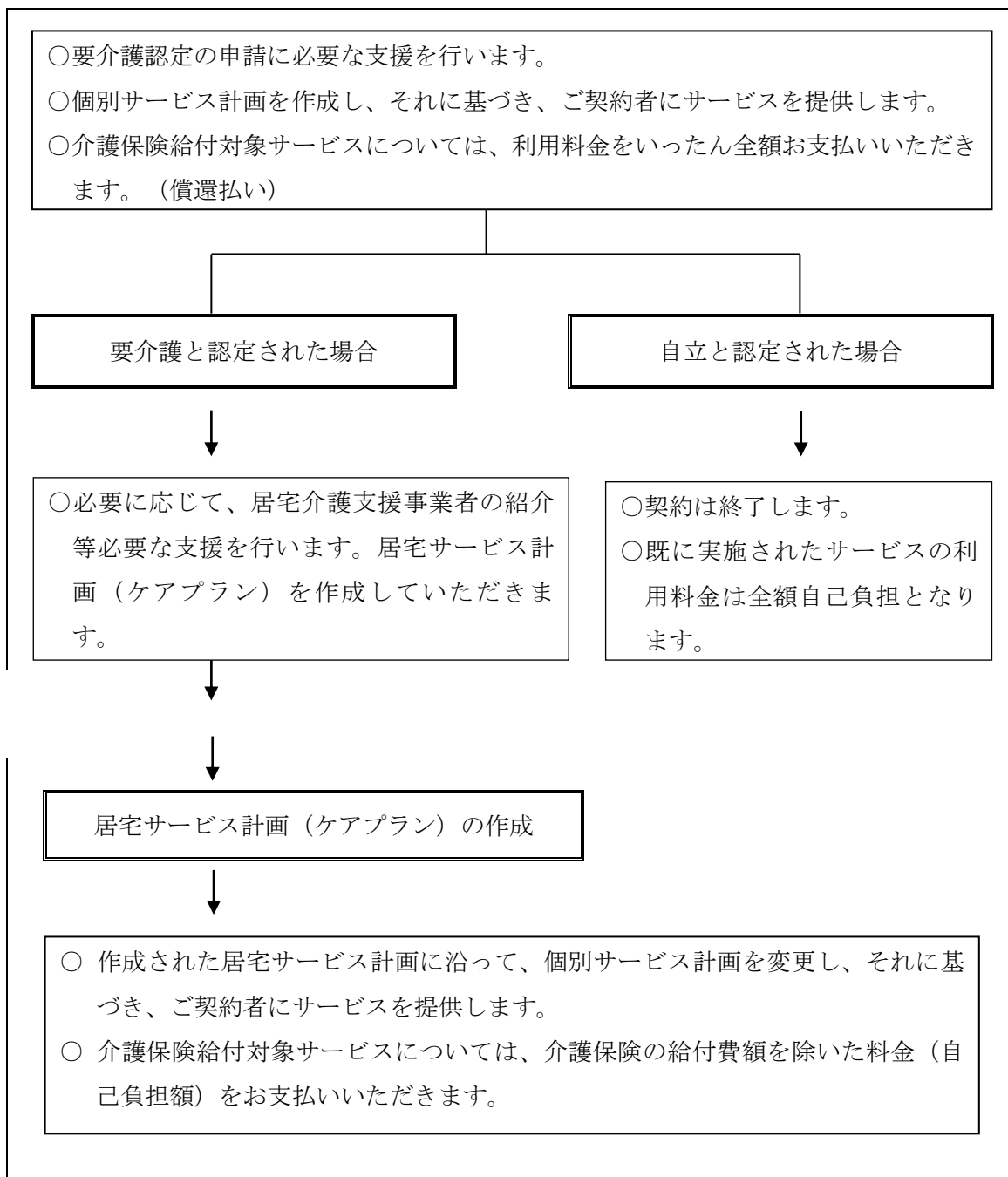


居宅サービス計画（ケアプラン）の作成



- 作成された居宅サービス計画に沿って、個別サービス計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

②要介護認定を受けていない場合



4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

職 種	通所介護（一般）	
	配置人員	指定基準
管理者	1名	1名
生活相談員	1名	1名
介護職員	7名以上	7名
看護職員	1名以上	1名
機能訓練指導員	1名	1名

〈配置職員の職種〉

生活相談員

…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

介護職員

…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

看護職員

…主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

機能訓練
指導員

…ご契約者の機能訓練を行います。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所が提供するサービスは下記の場合があります。

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（9割、8割、7割）が介護保険から給付されます。

(i) 〈サービスの概要〉

①食事

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。

（食事時間）

昼食 12：00 ～ 13：00

②入浴

- ・入浴又は清拭を行います。寝たきりでも特殊浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・ご契約者の排泄の介助を行います。

④機能訓練

- ・利用者様の自立の支援と日常生活の充実に資するよう複数の種類の機能訓練の項目を準備し機能訓練を実施します。利用者様の生活意欲が増進されるよう利用者様を援助し、心身の状況に応じた機能訓練を実施します。実施するにあたり個別機能訓練計画を作成し計画書に基づき実施します。

⑤健康管理

- ・看護職員が、健康管理を行います。

⑥定例行事および全員参加するレクリエーション

(ii) 〈サービス利用料金（1日あたり）〉（契約書第8条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります）

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第8条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

(i) 〈サービスの概要と利用料金〉

①介護保険給付の支給限度額を超えたサービス

介護保険給付の支給限度額を超えたサービスを利用される場合は、前記 5(1) (ii) のサービス利用料金表に定められた「サービス利用料金」の金額（自己負担分ではありません。また加算分は含まれます。）が必要となります。

②複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録その他複写物を必要とする場合には実費相当分をご負担いただきます。

・ 1枚につき 10円（ただし、A3は20円）

③食費

料金：1食あたり650円（おやつ代含む）

利用日の当日、午前10：00までに利用中止の申し出がない場合
食費650円請求させていただきます。

④レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーション、クラブ活動に参加していただくことができます。ほとんどのものについては無料ですが、遠足などの際の交通費や製作物の材料代などにつきましては実費を負担頂くことがあります。

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

⑥理髪・美容

[理髪サービス]

月に1回、理容師の出張による理髪サービス（調髪）をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり 2,300円

[美容サービス]

月1回、美容師の出張による美容サービス（調髪）をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり 2,300円

⑦通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施区域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、送迎加算の上、通常の事業実施地域を越えた部分について実費相当額として下記の料金をいただきます。

実施地域を越えた部分としては

片道 3km未満 300円

片道 3km以上2km毎に200円

⑧おむつ代（実費相当額）

☆経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は次のとおりお支払い下さい。

1ヶ月毎（月末）に計算し、ご請求します。

支払い方法

- ・口座引き落としもしくは、直接事務所へのご入金となります。
- ・口座引き落としの場合は、毎月27日（土・日・祝日の場合は翌日）指定の口座より引き落としとなります。

(4)利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前々日までに事業者申し出て下さい。

○利用予定日の前々日までに申し出がなく、前日もしくは当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。

利用予定日の前々日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日に申し出があった場合	当日の利用料金の50%
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の全額

○介護保険給付の対象となるサービスの取消料については、上表の区分に従い自己負担額の50%もしくは全額となります。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時を契約者に提示して協議します。

(5) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合には、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保障するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

① 協力病院

病院の名称	翠鳳第一病院
所在地	南あわじ市広田広田字畑田 1 3 4 - 1
診療科	内科、外科、整形外科、脳神経外科、リハビリテーション科

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	正木歯科
所在地	南あわじ市八木天野寺内 1311-2

6. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約期間満了の7日前までに契約者から契約終了の申入れがない場合には、契約は更に6か月間（要介護認定期間）同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

（契約書第18条参照）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① ご契約者が死亡した場合。② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合。③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合。⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。） |
|--|

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第19条、第20条参照）

契約の有効期間中であっても、ご契約者から利用契約の全部又は一部を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約・解除届出書をご提出下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約の全部又は一部を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
- ②ご契約者が入院された場合。（一部解約はできません）
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合。（一部解約は出来ません）
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合。
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合。
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑦他の利用者をご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第21条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情をさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用サービス等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご契約者の行動が他の利用者もしくはサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあったり、あるいは、ご契約者が重大な自傷行為（自殺にいたるおそれがあるような場合）を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合

(3) 契約の一部が解約または解除された場合（契約書第22条参照）

本契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失います。

(4) 契約の終了に伴う援助（契約書第18条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

7. サービス提供における事業者の義務（契約書第11条、第12条参照）

事業所は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、ご契約者の生命、身体、生活環境等の安全やプライバシーの保護などに配慮するなど、契約書第11条、第12条に規定される義務を負います。事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
 - ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認します。
 - ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。ただし、コピー代は有料となります。
 - ④ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続により身体等を拘束する場合があります。
 - ⑤ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
 - ⑥事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。
- ただし、ご契約者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、ご契約者の同意を得ます。

8. サービスの利用に関する留意事項

(1) 持ち込みの制限

利用にあたり、以下のものをお持ち下さい。

○衣類、おむつ、タオル、バスタオル、座布団、ひざ掛け、上履き

(2) 施設・設備の使用上の注意（契約書第13条、第14条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。

(3) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

9. 事故発生時の対応について

事故が発生した場合には、契約者やその家族に対し速やかに状況を報告、説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

10. 損害賠償について（契約書第15条、第16条参照）

(1) 当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者側に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

(2) 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- ① 契約者(その家族も含む)が、契約締結に際し、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ② 契約者(その家族も含む)が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ③ 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- ④ 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

11. 苦情の受付について（契約書第25条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付担当者

生活相談員〔氏名〕 北條 美和子 飛松 千景

〔受付時間〕 毎週月曜日～土曜日 8：30～17：30

○第三者委員〔氏名〕 野口 泰嗣（みはら福社会・評議員）

〔連絡先〕 TEL（0799）26-3123

〔氏名〕 長船 吉博（みはら福社会・評議員）

〔連絡先〕 TEL（0799）52-2251

○苦情解決責任者〔職名〕 施設長

〔氏名〕 原口 武久

〔職名〕 管理者

〔氏名〕 日野 将志

なお、苦情等の窓口は、受付担当者となります。

第三者委員も直接苦情を受け付ける事が出来ます。さらに第三者委員は、苦情解決を円滑に図るために双方への助言や話し合いへの立会いなどもいたします。

苦情解決責任者は、苦情の申し出をされた方と話し合いによって円滑な解決に努めます。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

○兵庫県国民健康保険団体連合会	所在地 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 電話番号 (078) 332-5617 FAX番号 (078) 332-5650 受付時間 9:00~17:15 月~金
○南あわじ市庁舎 市民福祉部 長寿・保険課	所在地 南あわじ市市善光寺2番地1 電話番号 (0799) 43-5217 FAX番号 (0799) 43-5317 受付時間 9:00~17:15 月~金
○洲本市市役所 健康福祉部 介護福祉課	所在地 洲本市本町3丁目4番10号 電話番号 (0799) 22-3321 受付時間 9:00~17:15 月~金
○第三者委員名 野口 泰嗣 (みはら福祉会・評議員) 長船 吉博 (みはら福祉会・評議員)	所在地 洲本市海岸通2丁目8番地2号 電話番号 (0799) 26-3123 受付時間 9:00~16:00 月~金 所在地 南あわじ福良乙864-1 電話番号 (0799) 52-2251 受付時間 9:00~16:00 月~金

